

小金井平和の日 記念行事に伴う 作文コンクール

小金井平和の日条例に基づき実施する小金井平和の日記念行事に伴い、平和意識の高揚を図るための作文コンクールを実施します。

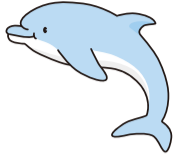
■テーマ平和や戦争に関するもので、平和を未来に引き継いでいくために命の尊さや平和の大切さについて改めて考える機会となるようなもの
■対市内在住・在学の小・中学生

■字数400字詰め原稿用紙5枚以内（必ず題名を付けてください）

■表彰▽大賞Ⅱ中学生の部、小学生の部各1人▽優秀作品Ⅱ2作品程度

他▽令和6年3月10日に、入賞者には賞状および記念品を授与するほか、作品の朗読を行ってまいります▽提出された原稿はお返ししません▽入賞者の氏名・学校名・学年・作品を公表します（匿名不可）▽応募は1人1通

申8月31日（必着）までに、郵送または直接、住所・氏名（ふりがな）・電話番号・学校名・学年を明記し、広報秘書課広聴係（〒184-8504 住所不要・市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818）へ



後期高齢者 医療制度のお知らせ

〔保険証の更新〕

8月1日から、一部負担金の割合が変わる方には、7月末までに新しい保険証を簡易書留で送付します。旧保険証は同封する封筒で返却してください。

割合が変わらない方には、新しい保険証は送付しません。現在お持ちの保険証を続けてお使いください。

〔一部負担金の割合について〕

▽3割負担Ⅱ同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が15万円以上の方がいる場合
▽2割負担Ⅱ以下の①②両方に該当する場合

①同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる
②「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者が1人の場合は20万円以上（被保険者が2人以上の場合は合計30万円以上）である

▽1割負担Ⅱ同じ世帯の被保険者全員が住民税課税所得が1割負担の場合、または2割負担の場合①には該当するが②には該当しない場合

※▽住民税非課税世帯の方は、1割負担となります▽住民税課税所得は、市民税・都民税納税・税額決定通知書の課税標準額をご確認ください

〔3割負担の対象外となる場合があります〕

住民税課税所得が15万円以上でも、以下に該当する場合

は3割負担の対象外となります。

▽昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の、賦課のもととなる所得金額の合計額が20万円以下の場合（申請不要）

▽令和4年1月～12月までの収入額が、1人世帯で383万円未満の場合、または本人および同一世帯の被保険者（被保険者でない70～74歳の方を含む）の方の収入額合計が50万円未満の場合※申請不要（収入額等確認できない場合のみ申請書を送付）

〔減額認定証・限度額適用認定証の更新〕

①住民税非課税世帯の方
被保険者が住民税非課税世帯の方には、申請により、入院時の食事代や保険適用の負担が減額される限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

②自己負担割合が3割の方
同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得が1割負担でも10万円未満の方には、申請により、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される限度額適用認定証を交付します。

◇①②共通◇
有効期限は1月1日～令和5年7月31日です。現在交付されている方で条件に該当する方は、改めて申請する必要はありません。7月末までに新しい認定証を送付します。

◇全項共通◇
国民年金課税高齢者医療係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9834）

健康課

健康ガイド

健康課保健センター
☎042-321-1240
〒184-0015
貫井北町5-18-18

8月の乳幼児・産婦健康診査

対象の方には、案内状を郵送しますので、届かない方は、ご連絡ください。

健康診査名	とき	対象
3～4か月児・産婦健康診査	8/3(木) /17(木)	令和5年4月生まれ の乳児と母親
1歳6か月児健康診査	8/1(火) /22(火)	令和4年1月生まれ の幼児
3歳児健康診査	8/9(水) /30(水)	令和2年7月生まれ の幼児

栄養講習会 備蓄食品でおいしく食事

時8月18日（金）午前10時～11時30分
所保健センター1階
内容
▷身体測定、育児および保健・栄養相談・母乳相談（保健センター・公民館東分館のみ実施）
対乳幼児。妊産婦

養護等対市内在住の18歳以上の方定12人（申込順）申7月18日から、電話で健康課へ

未就学児親子歯科教室

時8月2日（水）午後3時から、3時30分から所保健センター1階歯科健診（幼児のみ）、歯磨き練習、食育エプロンシアターなど対平成29年4月2日～令和2年4月1日生まれの幼児と保護者定各回5組（申込順）申7月15日から、電話で健康課へ

薬物乱用防止指導員募集

東京都薬物乱用防止小金井地区推進協議会では、小金井警察署等の関係団体と連携し、若者を有害薬物から守るためにさまざまな活動をしていきます。

この一として、危険ドラッグ等の有害薬物を撲滅し、明るく健全な地域づくりを推進するため、薬物乱用防止指導員を募集しています。

— 8月の各種事業案内 —

内容	とき	ところ
乳幼児健康相談 （のびのび広場相談）	8月2日（水） 13:30～15:00	公民館貫井南分館
	8月18日（金） 13:30～15:00	婦人会館
	8月23日（水） 13:30～15:00	公民館東分館
	8月28日（月） 13:30～15:00	桜町上水会館
	8月31日（木） 9:30～11:00	保健センター
栄養相談 （管理栄養士）	8月18日（金） 13:30～15:30	保健センター

※保健師・管理栄養士・歯科衛生士による電話相談は随時受け付けます

同指導員には、薬物乱用防止の広報啓発活動を行っていただきます。

対市内在住・在勤の方申電話で、同協議会事務局（健康課内 ☎042-321-1240）へ

愛の献血

時8月6日（日）午前10時～11時30分、午後1時～4時
所JR武蔵小金井駅南口コミュニティ広場（フェスティバルコート）対16～64歳の方※60～64歳に献血経験のある方は、69歳まで献血することができ
ます■実施団体東京都赤十字血液センター健康課

福祉の ひろば

障害者地域自立生活支援センター主催講演会
高次脳機能障害のある方の社会的行動障害と対応

時8月30日（水）午後6時～8時
所障害者福祉センター、オンライン講義渡邊修さん（医師）
対市内在住・在勤・在学の方定50人（申込順）申7月15日～8月23日に、障害者福祉センターホームページ（https://marimokai.jp/facility/koga）から障害者地域自立生活支援センター（障害者福祉センター1階 ☎042-381-8111 FAX 042-383-8488）

重症心身障害児（者）等 在宅レスパイト事業

介護する家族等の負担軽減のため、居宅に訪問看護師を派遣します。

対市内在住で65歳未満の方のうち、主治医の指示により訪問看護サービスを利用している方で、次のいずれかに該当する方▽医療的なケアを必要とし、18歳に達するまでに、愛の手帳1度または2度程度の知的障がいがあり、かつ、身体障害者手帳1級または2級程度の身体障がいのある方▽医療的なケアを必要とする18歳未満の方■派遣時間1回につき2～4時間の範囲で30分単位、1年度の上限は96時間他世帯の課税状況により一部自己負担有り問自立生活支援課相談支援係（☎042-387-9841 FAX 042-384-2524）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、身体機能・生活能力の維持向上等に必要なりハビリを実施しています。
ご利用を希望する方は、ご相談ください。
時毎週月曜・木曜・金曜日の午前9時～午後4時所同センター対難病の方もしくは、原則、障害者手帳を取得している65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方▽身体に障がいがあり、機能回復訓練を希望する方▽病気により会話が不自由になり言語訓練を希望する方▽障害者総合支援法に基づき算定額他機能訓練は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行います問同センター（☎042-381-8411 日曜・祝日を除く午前9時～午後5時）

障害者福祉センター
リハビリのご利用を